

## 問われる中国の障害児教育

——なぜ、中国は特殊学校を積極的に増やしているのか——

真殿 仁美

### はじめに

2012年、国連の障害者の権利に関する委員会は、中国の報告書について総括所見を出した。そこでは、中国の特殊教育への懸念と勧告が示された。

中国国内で、2008年に中国が批准した国連の障害者の権利に関する条約と中国の特殊教育に関する内容を取りあげた研究や国際論壇による成果は、侯（2015）や中国残疾病業発展研究会（2015）などがある。日本国内でも、小林（2015）や真殿（2011、2013）などがある。小林（2015）は、中国の障害者教育法制という視点から、障害者教育の政策や立法を跡づけ、また現状の障害者教育法制度について詳細に分析を行なっている。さらに、通常学校の通常学級で障害児童を受け入れる随班就読と権利条約の整合性についても分析を加え、現状の随班就読には多くの問題があることを指摘している。

本稿のねらいは、2012年の国連の権利委員会が出した総括所見に注目し、指摘された内容と中国の特殊教育の現状を詳細に分析することにある。また、中国がこの先、特殊教育をどのような方向へ導こうとしているのかについても検証する。

### I. 国連総括所見にみる中国の障害児教育への指摘

中国は2008年に国連の障害者の権利に関する条約<sup>(1)</sup>（以下、条約、また

(1) 障害者の権利に関する条約の日本語訳は、外務省ホームページ「障害者の権利に関する条約」を参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/hr\_ha/page22\_000899.html, visited 2014/09/21.

は障害者権利条約)を批准している。条約第35条1では、「各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する」と定められている。また、条約35条2では、「その後、締約国は、少なくとも4年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する」ことも併せて定めている。中国は条約の定めにも従って、障害者の権利に関する委員会に報告書を提出している。この中国の履行状況に関する報告書について、国連の委員会は2012年に総括所見<sup>(2)</sup>を出している。

総括所見では、積極的側面や主要な懸念分野と勧告について述べられている。積極的側面では、アクセシビリティに関する中国の取り組みを支持することや、障害児童への差別を禁止する文言を盛り込んだ「中国児童発達要綱」(2001-2010)への努力をたたえるなど、一定の評価がなされている。しかし、この積極的評価は、総括所見全体から見ると限定的である。大半は、主要な懸念分野と勧告で占められている。では、どのような分野について、いかなる懸念が表明されたのだろうか。まず、条約の第1-4条に関する分野について、中国の障害者の定義や障害者の地位について用いられている言語や用語法に、医学モデルの広まりが見られることや、条約に記されている権利をすべてのレベルにおいて実施するための、首尾一貫した総合的な障害戦略が欠如していることを指摘し、懸念を表明している。また、権利条約の実施に際して、障害者連合会以外の障害者組織が含まれていないことにも懸念が示されている。障害児教育の分野(条約第24条)では、特殊学校が多いことや特殊学校を積極的に発展させていることへの懸念が表明されている。その上で、委員会は中国に対して、インクルージョン<sup>(3)</sup>が条約の鍵となる概念であり、教育分野においては、とりわけ遵守さ

---

(2) Concluding observations on the initial report of China, adopted by the Committee at its eighth session (17-28 September 2012). 国連の障害者に関する権利委員会(2012)の総括所見の日本語訳は、基本的にDINF ホームページに掲載された「障害者の権利委員会(CRPD/C/CHN/CO/1) 2012年10月15日中国の第1回報告に関する総括所見(2012年9月17日-21日に開催された第8会期にて採択)」を用いている。[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/CRPD-C-CHN-CO-1\\_jp.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/CRPD-C-CHN-CO-1_jp.html), visited 2013/10/29.

(3) 日本政府訳では、条約の鍵となる概念であるインクルージョンを「包容」と表している。外務省ホームページ「障害者の権利に関する条約」。

れるべきであることを再度思い起こすよう求めている。さらに、特殊学校での教育から普通学校でインクルーシブ教育を推進するよう、資源を再分配するようにも勧告している。

総括所見から、国連の障害者の権利に関する委員会は、中国の障害児童への教育が、条約の鍵となる概念であるインクルーシブの状況には至っていないことを指摘していることが読みとれる。では、中国はこれまで障害児童への教育をどのように取り組み、今後どのような方向へと導こうとしているのか。以下から、これまでの取り組み、および目指す方向性について検証する。これまでの障害児教育の取り組みについては、すでにくつつかの先行研究で明らかにされていることを踏まえながら、新たな動きについても注目し、考察を加える。

## II. これまでの中国の特殊教育

### 1. 盲聾啞教育から特殊教育へ

中国では障害児者への教育は、「特殊教育」と表す。朴（2006: 42）の『特殊教育辞典第二版』によるとこの特殊教育は、広義では障害児者への教育に加えて、英才教育や中国語で“工読教育”と呼ばれる罪を犯した児童少年への教育も含まれるという。広義の特殊教育の対象は、天才、品行不良、知的落伍、視力障害、聴覚障害、肢体障害、言語障害、精神障害、重複障害、学習障害者などを指している。劉（2003: 94-99）はこの「特殊教育」という用語をめぐる、中国には特殊教育法という特殊教育専門の法律がないことや、特殊教育の対象がそれぞれの法律において異なる表現で表されていることなどを指摘している。その上で、中国では特殊教育に関する法律・法規がシステム化していない、と述べている<sup>(4)</sup>。

---

(4) 劉の指摘は重要である。特殊教育に関する専門の法律がない、また特殊教育に関する法律・法規が整っていない中国において、どの法律や規則で特殊教育が定義づけされたのだろうか。また、特殊教育が広義と狭義に区分して考えられるようになったのは、いつ頃からなのか。中国には「特殊教育」の語句が用いられた文書や定めとして、國務院（1989）の文書である「特殊教育の発展に関する若干の見解の通達」と、教育部（1998）の「特殊教育学校暫時施行規定」がある。いずれにおいても、特殊教育の定義は見られない。後者は「特殊教育」と題しながらも、狭義の特殊教育にあたる障害児教育に関する内容のみを定めている。特殊教育については、民国期に李万育（1937）によって記された『特殊学校』のなかで、「正常教育

中国の行政機関、教育行政において、障害児教育をこの特殊教育という表現を用いて表すようになったのは、1980年代初期あたりであろうと考えている<sup>(5)</sup>。それ以前の50年代、60年代では「盲聾哑教育」という表現が用いられていた。これは、視覚障害者、聴覚言語障害者のみを対象に、教育を行なっていたことが影響している。1970年代後半になり、知的障害児童への教育を手掛けるようになった。文化大革命の期間、業務停止に追い込まれていた教育部は、1980年に「特殊教育処」を設置し、以降、障害児童への教育を特殊教育と表すようになった。本稿では、障害児童生徒への教育を、障害児教育や特殊教育と記す。

## 2. 特殊教育の基本方針

特殊教育は当初、視覚障害や聴覚言語障害のある児童を対象にした盲学校や聾哑学校、知的障害児童を対象にした輔読学校や培智学校など、主に特殊学校を中心に行なわれていた。1987年に初めて全国規模で実施された「全国障害者サンプリング調査」の結果から、障害児童の就学率が6% 不足であることが明らかになり、障害児童の教育の現状を改革する必要性が指摘されるようになる。1988年には障害児者の教育問題を専門に話

---

育(通常教育)に対するもの」と説明がなされている。また、特殊教育は特殊児童に対して行なうもので、特殊児童とは、身体的、心理的な面が一般の児童とは異なる児童を指すとある。特殊児童の具体例として、心の働きや状態が天才である、あるいは智能の発達に遅れがある、また身体的な面に盲(視覚障害)や聾(聴覚障害)、足の不自由がある児童を挙げている。この李による特殊教育の解釈から、特殊教育とは通常の教育とは異なる教育、またはそれに対する教育を指し、特殊児童を対象に行なうものであることが読み取れる。ここでは広義や狭義という表現は用いられていないが、特殊教育の対象となる特殊児童には、障害児童のみならず、天才も含め、こんにちの解釈である広義の特殊教育の対象にやや似たような表現でとらえられていることがわかる。しかし、李による特殊児童の解釈には、朴(2006)が示した広義の特殊教育の対象である罪を犯した児童や行為不良の者は含まれていない。罪を犯した児童への教育「工読教育」がいつから特殊教育に含まれるようになったのか。この点を解明するのは、今後の課題としたい。

- (5) この1980年代初めごろ、という考えに至ったのは二つの理由がある。第一に、本文で述べた通り1980年に教育部が「特殊教育処」を設置したことである。従来は「盲聾哑教育処」(1953)という名称であったが、1980年この「特殊教育」という表現を用いた部門を設置し、この部門が障害児童への教育を担当するようになった。第二に、1970年代後半から知的障害児童の教育に取り組みはじめてことで、これまで用いてきた「盲聾哑教育」が表現として適さなくなった。この時期に状況が変化したことで、1980年代初めごろに「特殊教育」という表現の変化につながったと考えている。詳細については真殿(2013)を参照。

し合うための「第1回全国特殊教育活動会議」が初めて開かれた。翌年の1989年には国務院が「特殊教育の発展に関する若干の見解」（国弁発21号文書）を出し、障害児童への教育の現状を改め、発展させるための方針として“普及と向上を結びつけて、普及を重点とする”を打ち出した。国務院が示したこの特殊教育の発展に関する基本方針はその後、1990年に成立した「障害者保障法」（1991年施行）第20条において定められた。またこの基本方針は、2008年に障害者保障法が改正された際にも第22条に盛り込まれた。普及に重点を置く特殊教育の基本方針は、こんにちにおいても受け継がれていることがわかる。

### 3. 教育形態の多様化を積極的に推し進める

普及に重点をおく特殊教育の基本方針を貫くため、これまでの特殊学校に加えて、通常学校の通常学級や特殊学級も活用した多様な教育形態を“積極的”に取り入れるようになる。すでに、このような多様な教育形態を積極的に取り入れるようになる以前から、通常学校の通常学級では、障害児童を受け入れていたことを鄧（2009）や劉・江（2011）らが明らかにしている。普及に重点を置く特殊教育の基本方針が示される以前から、通常学校の通常学級で障害児童を受け入れていたことについて、国家教育委員会もすでに1987年にその状況を把握していた。国家教育委員会は“「全日制的障害学校（級）教育計画」の印刷配布に関する通達”の中で、「初等教育を普及させる過程において、軽度の知的障害児童がすでに地域の小学校で随班就読を行なっている」と指摘していたのである。中国語で随班就読とは、通常学校の通常学級で障害児童を受け入れる教育形態を指す。随班就読という用語が初めて使われたのは、この国家教育委員会の通達である（劉・江2011: 31）という。しかし、この時点において、随班就読はまだ特殊教育の一形態として、公式に認められたものではなかった。

随班就読はその後、各地での試験的な実施を経て、1994年に国家教育委員会の「障害児童生徒に随班就読を展開することに関する試験的実施方法」において、基準が示されることになる。それによると、随班就読の対象となる障害児童・生徒は、3つの障害に限定される。通常学級での受け入れについては、一学級で最大3名を超えないよう求めている（表1）。

表 1 1994年の実施方案で示された随班就読について

対象	視覚障害児童・生徒（視力を失っている者、弱視を含む）、聴覚言語障害児童・生徒（聴力を失っている者、難聴を含む）、知的障害児童・生徒（軽度とする。条件を満たしている学校は中度を含んでも可）
実施方法	一学級において、1-2名受け入れ。最大でも3名を超えないようにする

1994年に制定された「障害者教育条例」（国务院令第161号）では、①通常学校での随班就読、②通常学校や児童福祉施設およびその他の機関に付設した特殊学級、③特殊学校、の3つが障害児童の義務教育の形態として位置づけられた。これにより、障害児童が通常学校の通常学級で教育を受ける随班就読が、障害児教育における義務教育の一形態として正式に認められることになった。

江（2013: 3）は、随班就読の状況について、1997年からこんにちまでにすでに20万人以上が随班就読対象の児童生徒になり、1996年から2010年の間には、学校に在籍している障害児童生徒の平均60%が随班就読の対象であったと指摘している。この数は、特殊教育学校に在籍する障害児童生徒の約2倍にあたるという。

このように、障害児教育の普及に重点をおく基本方針を貫くために、中国では従来の特設学校を主とした教育形態から、多様な形態へと変化させてきた。多様な教育形態を導入してはいるが、この教育形態の変化は特殊学校の価値や影響力をうすめるものではない。この点については後に詳しく述べる。

#### 4. インクルーシブ教育の模索

権利条約は第24条1において「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び障害学習を確保する。（略）」と定め、締約国に対してインクルーシブ教育の実現を求めている。

中国でこのインクルーシブ教育の視点を強調しはじめるようになったのは、2003年以降のことである。その契機となったのは、教育部と中国障

害者連合会による「全国随班就読業務経験交流会紀要」(2003)である(劉・江2011: 31-32)という。「紀要」では、随班就読がこれまで、障害児童の義務教育の普及に重要な役割を發揮してきたことを高く評価している。その上で今後、中国の障害児教育を発展させていく重要な戦略として、基礎教育に従事している者で特に特殊教育にかかわっている者は、国際的に取り組まれている“融合教育”(inclusive education)を参考に、自国の障害児教育に結びつけ、教育を刷新する必要がある、と指摘している。この「紀要」での指摘を受け、中国ではインクルーシブ教育をどのように具体的に取り組むか、が課題として浮上してきた。

中国においてインクルーシブ教育への理解はさまざまである。それは、訳語にも表れている。インクルーシブ教育は中国語で「融合教育」や「全納教育」、「包容性教育」<sup>(6)</sup>など複数の訳語が用いられている。また、随班就読との混同も見られる。上述した障害児童の義務教育を普及させるための教育形態として導入された随班就読を、国際学術交流などにおいて mainstreaming や inclusive education の英訳で紹介(雷2012: 8)しているという。

権利条約が求めるインクルーシブ教育と、通常学校の通常学級で障害児童を受け入れる随班就読では、理念や対象となる児童、教育に携わる者、教育の特徴など、いずれの面においても異なりが見られる<sup>(7)</sup>。雷(2012: 9)は、中国の随班就読はインクルーシブ教育の“浅い段階”、つまり初歩の段階にあたる、と指摘している。また、鄧(2009: 241-242)は、インクルーシブ教育そのものがまだ発展段階にあり、現状のインクルーシブ教育が固定化したモデルではないという。その上で、Fuchs(1994)の考えを引き合いに、インクルーシブ教育はそれぞれの国家において、それぞれの異なる社会背景のもとで、あるべき姿を探し求めているのであって、一国家の事例を他の国々にあてはめることはできない、と述べている。そのため、

(6) 国連「障害者の権利に関する条約」の中国語版では、インクルーシブ教育を「包容性教育」と訳している。「联合国残疾人权利公约和任擇議定書」。

(7) インクルーシブ教育と随班就読では、そもそも理念に大きな違いが見られる。インクルーシブ教育では、教育の機会均等や排除しない教育を掲げている。一方の随班就読は、教育の場の確保という視点から、後に一般児童とともに学ぶ、環境を共有するなどに価値を見出すようになった。このインクルーシブ教育と随班就読の違いについては、真殿(2013)を参照。

それぞれの国情に適した独自のインクルーシブ教育を見つけ出す必要があると指摘している。

孟 (2013: 3) は、中国の特殊教育の現状を、“特色のある特殊教育システムの初歩を形成した”と述べている。国情に適した特色のある特殊教育をさらに高めていくには、国の状況に適したインクルーシブ教育を模索していく必要があるのだろう。中国が目指す国情に適したインクルーシブ教育とは、一体どのようなものを指すのだろうか。

## 5. “特殊教育へ関心をもつ” から “特殊教育を支持する” へ

障害児教育の普及を推し進めてきた中国では近年、特殊教育を支持すること、特殊教育の水準を高めること、特殊教育をさらに発展させること、などに関する報告書や文書がいくつも出されている。

2007年の中国共産党第17期全国代表大会の報告では、“特殊教育へ関心をもつ”ことの重要性が指摘された。中国共産党の全国代表大会の報告で“特殊教育”という表現が用いられたのは、これが初めてである(江2013: 3)という。5年後の2012年の中国共産党第18期全国代表大会の報告では、“幸せな生活”(幸福民生)をスローガンに今後、幸せな中国、幸せな社会を築いていくことが強く打ち出された。障害児教育に関しては、党第17期全国代表大会よりさらに踏み込んで“特殊教育を支持する”という表現が使われた。障害児童の教育である特殊教育は、人類の文明の進歩を表すシンボルであり、国家の教育水準と公平な社会、幸せな生活を推し量る指標でもあり、幸せな未来を実現するうえで、欠かすことができない(孟2013: 3-4)要素である、という考えが示されている。幸せな生活、幸せな未来を構築していくにあたり、党第18期全国代表大会で、特殊教育を支持する姿勢が強く打ち出されたことは、特殊教育にとって新たな一ページを開くことになった(孟2013: 3)とも、とらえられている。年代は前後するが、特殊教育への関心や支持は、2010年に出された「国家中長期教育改革と発展改革要綱(2010-2020)」においても強調されている。「要綱」は、全22章から成り、特殊教育は第10章に設けられている。この中で、社会全体が特殊教育に関心を示し、支持するよう求めている。

江(2013: 3)は、第17期と18期の全国代表大会で“特殊教育へ関心を



もつ”から“特殊教育を支持する”へと表現が改まったことに注目し、支持を打ち出したことは、党と政府の政策の連続性や、特殊教育への責任・義務が明確に示されたことを意味すると述べている。その上で、このように特殊教育を重視する姿勢は、特殊教育への配慮や承認にとどまらず、さらに積極的な行動を後押しすることにもつながると指摘している。

特殊教育の水準を高めることや、さらに発展させることについては、2014年に国務院が出した「特殊教育向上計画（2014-2016）」（国弁発〔2014〕1号）において、強く打ち出されている。「計画」は、特殊教育の水準を高め、発展させていくにあたり、先ずは未就学障害児童への対応について言及している。2014年の時点で、学齢期の障害児童のうち8万人の児童が未就学である（中国残疾人联合会2014a）という。未就学児童の人数は減少しているが、まだ8万人もの児童に教育を受ける権利が保障できていないことがわかる（表2）。

表2 未就学の障害児童生徒数の推移

単位：人				
年	2008	2010	2012	2014
人数	22万	14.5万	8万2,834	8万

出典：中国残疾人联合会（2009）「2008年中国残疾人事业発展統計公報」、—（2011）「2010年中国残疾人事业発展統計公報」、—（2013）「2011年全国未入学適齡残疾人児童少年情況通報」（残聯廳〔2012〕37号）、—（2014a）「政策要点」、を参考に作成。

「計画」では、未就学児童の障害状況と教育ニーズを把握するよう求めている。その上で、未就学の状態にある障害児童を、あらゆる教育形態を用いて、義務教育を受けさせるよう指示している。また、2016年までには障害児童の義務教育就学率を90%以上に引き上げるようにも求めている。2013年の「中国障害者状況および小康過程モニタリング報告」では、学齢期の障害児童の義務教育就学率は72.7%であった（表3）。過去3年分を見ても、就学率は70%前後にとどまっている。2014-2016年の期間に、障害児童の義務教育就学率を約20ポイントちかく上昇させるには、これまで以上に斬新な取り組みと工夫が求められることになるだろう。

表3 6-14歳の障害児童の義務教育就学率の推移

							単位：%
年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
就学率	63.3	63.8	69.5	71.4	72.1	71.9	72.7

出典：中国残疾人联合会（2014b）「2013年度残疾人状況及小康進程監測報告」。

「計画」はさらに、この2014-2016年の取り組み期間において、随班就読やインクルーシブ教育<sup>(8)</sup>を全面的に推し進めるようにも求めている。加えて、特殊学校の増設にも乗り出し、特に中西部地域の特殊学校は、2014年の秋季の開学までに児童生徒の募集ができるよう指示を出している。現状の特殊学校に対しても、募集人員を増やすよう要求している。あらゆる手立てを用いて、特殊教育を発展させることを強く求めていることがわかる。

### III. 特殊学校への期待

#### 1. 増える特殊学校

これまで述べてきたように、中国は障害児教育を普及させることを基本方針に据え、通常学校の通常学級で一般児童とともに教育を受ける随班就読を積極的に取り入れ、教育形態の多様化をすすめてきた。また、国情に適したインクルーシブ教育を目指し、障害児教育に独自色を出し、“特色のある特殊教育システム”をさらに堅固なものにするよう模索しようとしている。その一方で、近年、特殊学校の建設に積極的に取り組み、特殊学校を増やす姿勢を打ち出している。中国において、特殊学校はどの程度増えているのだろうか。中国が障害者の権利に関する条約を批准し、第35条1に従い、効力を生じた後2年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に報告書を提出した時期にあたる2008-2010年あたりと、こんにちの特殊学校の設置数について注目して見よう。

2007-2009年の期間、学齢期の障害児童は減少しているが、特殊学校は増えていることがわかる。その後、2010-2014年の期間においても同様に、

(8) この「計画」では、「全納教育」という表現を用いている。国务院（2014）「特殊教育提升計画（2014-2016）」（国弁発〔2014〕1号）。

特殊学校数も増加し、特殊学校が募集する人員も増えている(表4)。実際、特殊学校は児童生徒の募集を増やすよう2014年に出された「特殊教育向上計画(2014-2016)」においても指示が出ていることは、すでに述べた通りである。

このことから、国連の障害者の権利に関する条約を批准した後も、特殊学校の増設をすすめ、特殊学校の募集人員も増加させていることがわかる。この中国の特殊学校に関する状況は、国連の障害者の権利に関する委員会の“特殊学校が多いことや特殊学校を積極的に発展させている”という指摘の通りである。

実際、彭(2013:4)は、2001年以降、中国は特殊学校を増加させてきた、と論文の中で認めている。2001-2011年までの10年間に、特殊学校は236校増えているという。この数字は、毎年平均23.6校が増設されてきたことを表している。特殊学校でも総合性の特殊学校が5割近くをしめているという。総合性の特殊学校とは、従来、単独であった盲学校や聾学校、培智学校などを合体させた、複数の障害種類の学校を指している。これまでに建ててきた特殊学校は、新たに建てるだけでなく、既存の盲学校や聾学校などを改修や増築して、総合性の特殊学校に切り替えてきた。彭(2013:

表4 特殊学校の数と学齢期の障害児童生徒の総数

単位：学校数：校、児童生徒数：万人

年	2007	2008	2009	2010	2012	2014
特殊学校数	1,618	1,640	1,672	1,706	1,853	2,000
学齢期の障害児童生徒の総数*	72.2	72.0	68.6	—	—	—
特殊学校募集人数	6.34	6.24	6.4	6.49	6.57	7.07

注) \*は、視覚障害児童、聴覚障害児童、知的障害児童の総数を指す。中国残疾人聯合会「中国残疾人事業発展簡要状況(2006-2009)」の数値。各年の特殊学校の数は、教育部と障害者連合会の統計では、大きく異なる。「中国残疾人事業発展簡要状況(2006-2009)」では、2007年1,667校、2008年1,672校、2009年1,697校と掲載されている。本稿では、特殊学校数および、特殊学校募集人数は、教育部の各年の「全国教育事業発展統計公報」を用いた。

出典：中華人民共和国教育部(2015)「2014年全国教育事業発展統計公報」、—(2013)「2012年全国教育事業発展統計公報」、—(2012)「2010年全国教育事業発展統計公報」、—(2010)「2009年全国教育事業発展統計公報」、—(2009)「2008年全国教育事業発展統計公報」、—(2008)「2007年全国教育事業発展統計公報」、中国残疾人聯合会「中国残疾人事業発展簡要状況(2006-2009)」を参考に作成。

4) は、特殊学校は2001年以降増えているが、地域によって差が生じ、不均衡な状態にあると指摘している。例えば、都市と農村、東部地区と中部地区などは、大きな開きが生じている。中西部地域の状況はさらに深刻である。中西部地域は特殊教育の資源が極めて乏しく、200以上の県や地区において、特殊学校が設置されていない状況にあるという。

## 2. 特殊学校の建設を積極的に支援 ～なぜ、中国は特殊学校を積極的に増やすのか？

では、なぜ、中国は特殊学校を次々と積極的に増やしているのだろうか。それは、多様な形態を用いた中国の“特色のある特殊教育システム”をさらに堅固なものにするには、特殊学校を欠かすことができないから、また教育環境の不均衡を是正するため（彭2013: 4-5）、でもあると考えられる。

中国はこれまで、通常学校の通常学級を用いる随班就読を導入し、教育形態を多様化したり、国情に適したインクルーシブ教育を模索したりしているが、これらは決して特殊学校の価値や影響力をうすめるものではない。むしろ、特殊学校の役割に強い期待を示しているようにも見える<sup>(9)</sup>。例えばそれは、次の二つの見解からも見ることができる。2009年に国務院は、「特殊教育事業の発展をさらに加速させることに関する見解」（国弁発〔2009〕41号）を出している。その中で、特殊学校の役割について言及し、特殊学校は定期的に通常学校に教員を派遣し、通常学校での随班就読のシステムについて指導を行ない、随班就読の質を確保する役割を果たすよう求めている。また、同じく国務院が2010年に出した「障害者の社会保障システムとサービスシステムの構築を加速して推進することに関する見解」（国弁発〔2010〕19号）においても、障害児童生徒の教育を“特殊学校を中核として、随班就読や特殊学級を主に用いて”展開するよう求め、2009年の見解と同様に特殊学校の役割を重視している。これらはいずれも、随班就読とのかかわりの中で、特殊学校に重要な役割を担うよう指示していることがわかる。

また、特殊学校の増設についても「見解」において、強化して取り組む

---

(9) 中国が特殊学校の役割を重視することについて、真殿（2011）において一部触れられている。

よう指示が出されている。2009年の見解では、特殊学校の増設をすすめるよう求め、中でも中西部地域の県レベルでの特殊学校の建設を後押しすると述べている。その際、a.「人口が30万人以上、あるいは障害児童生徒が比較的多いが、特殊学校のない県」では、独立した特殊学校を建てるよう指示している。また、b.「人口30万人足らずの県や地区レベルの市」では、統一して1校、あるいは複数の特殊学校を建てるよう求めている。特殊学校を増設することについては、先に述べた2010年に出された「国家中長期教育改革と発展改革要綱（2010-2020）」においても盛り込まれている。「要綱」は、堅固な特殊教育システムを構築するため、基本的なことができて市（地）や、人口が30万人以上で障害児童生徒が比較的多い県（市）はすべて、2020年までに特殊学校を建てるよう求めている（第10章29）。

さらに、「特殊教育向上計画（2014-2016）」においても、国家は特殊学校の建設を支援する、と明言している。「計画」では、インクルーシブ教育や随班就読の全面的な推進や拡大を求める一方、特殊学校や特殊学校の募集人員を増やすよう指示を出しているのである。「計画」は、義務教育レベルの特殊学校を増設する指示のみならず、その他の教育レベルにおいても特殊学校や特殊教育学院を積極的に増やしていくよう求めている<sup>(10)</sup>。

特殊学校の建設を促す背景には、随班就読を充実させるための指導やサポートを担うから、という理由だけではない。根本的な課題である教育環境の整備と是正、という課題もある。上述したように、中国は特殊教育の環境が、地域によって大きく異なる。中西部地域では、そもそも特殊教育資源そのものが不足している。これらのことから、特殊教育資源が不足している地域において、教育資源の不足を補い環境を改善するために、また“特色のある特殊教育システム”を整えるために、特殊学校の建設を必要としている、と考えられる。しかし、特殊教育の資源が不足している地域

---

(10) 「計画」は、義務教育段階のみならず、例えば学齢前教育、後期中等教育、大学教育などの段階の特殊学校や特殊教育学院も、積極的に増設するよう指示している。この点について方（2014：19）は、人の成長には小学校や中学校、高校、大学など、それぞれの教育段階がかかわりをもつ。障害者の教育システムを構築するに際して、義務教育レベルだけでなく、学齢前、後期中等教育、大学教育の3つの段階がそれぞれ積極的に役割を担う必要がある、と指摘している。

に、新たに特殊学校を建てたとしても、特殊教育を充実させるには、まだ道のりは遠い（彭2013: 5）という。

上述の内容から、中国の特殊教育の実態は“委員会はより多くの障害のある子どもが通常学校に通えることを確保する（略）よう勧告する”と述べた権利委員会の総括所見とは、異なる方向にすすんでいるようにもみえる。しかし、この中国の現状に対して北京師範大学の肖（2014: 18）は、随班就読や特殊学校、訪問教育など、多様な教育形態を用いた中国の特殊教育のすぐれた点を発揮することで、軽度や中度、重度、それぞれ障害の程度が異なる障害児童へ対応することができると述べている。また、そうすることで、複雑化する障害分類や、障害の重度化にも応じることができ、結果として、障害児童の義務教育普及率を高め、特殊教育を充実させることができるだろう、との考えを示している。

## おわりに

本稿から、国連の障害者の権利に関する委員会による“特殊学校を積極的に発展させている”という指摘は、中国の特殊教育の実態を的確に言い表していたことがわかった。また、中国の特殊教育の方向性として、発展を目指し、通常学校の通常学級において障害児童を受け入れる随班就読をさらに拡大させることや、国情に適したインクルーシブ教育を模索していることも見えてきた。加えて、特殊教育をより普及させるために、随班就読やインクルーシブ教育のみならず、特殊学校の役割を重視し、さらに特殊学校を増やす考えを示し、特殊学校の募集人員も増加させる計画を立て、展開していることも併せて確認することができた。一方で、特殊学校の建設を積極的に推し進める背景には、一部地域において不均衡な教育環境や特殊教育資源の整備不足などの根本的な課題に対応せざるを得ない現状があることも見えてきた。

国情に適した“特色のある特殊教育システム”を追求する中国は、権利委員会の懸念や勧告をどのように受け止め、締約国として、条約第24条をいかにして実現していこうとしているのだろうか。今後の取り組みに注目したい。

## 〈補記〉

本稿は2014年度 第1回国際問題研究所公開講演会「中国の障害児教育」で取りあげた内容の一部を用い、さらに詳細に分析した。貴重な公開講演会の機会を与えていただいたことに記して謝意を表す。

## 参考文献

Concluding observations on the initial report of China, adopted by the Committee at its eighth session (17–28 September 2012).

鄧猛 (2009) 『融合教育と随班就読：理想と現実の間』 華中師範大学出版社。

DINF ホームページ「障害者の権利委員会 (CRPD/C/CHN/CO/1) 2012年10月15日中国の第1回報告に関する総括所見 (2012年9月17日-21日に開催された第8会期にて採択)」[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/CRPD-C-CHN-CO-1\\_jp.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/CRPD-C-CHN-CO-1_jp.html), visited 2013/10/29.

方俊明 (2014) 「努力構建残疾人終身教育体系」『中国特殊教育』第2期 (総第164期) pp. 19–20.

外務省ホームページ「障害者の権利に関する条約」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/](http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html)  
[fp/hr\\_ha/page22\\_000899.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html), visited 2014/09/21.

國務院 (1989) 「國務院弁公廳轉發国家委等部門關於發展特殊教育若干意見的通知」(国弁発21号文件)。

—— (2014) 「特殊教育提升計画 (2014–2016)」(国弁発〔2014〕1号)。

侯晶晶 (2015) 「我国残疾人兒童失学的現状与影響因素研究」『中国特殊教育』第1期 (総第175期) pp. 3–9, 15.

江小英 (2013) 「認真貫徹十八大精神 全面推進隨班就讀工作」『中国特殊教育』第2期 (総第152期) pp. 3–5, 9.

小林昌之編『アジアの障害者教育法制』アジア経済研究所。

李万育編著 (1937) 『特殊学校』商務印書館、顧定倩・朴永馨・劉艶虹主編 (2010) 『中国特殊教育史資料選上巻』北京師範大学出版社、pp. 320–345.

雷江華 (2012) 『融合教育導論』北京大学出版社。

劉春玲・江琴娣 (2011) 『特殊教育概論』華東師範大学出版社。

劉全礼 (2003) 『特殊教育導論』教育科学出版社。

真殿仁美 (2011) 「障害児童生徒の義務教育“普及”から“保障”へ」『障害者問題研究』第39巻第1号、pp. 54–58.

真殿仁美 (2013) 「中国における障害児の教育を受ける権利の動向」『特殊教育

- 学研究』Vol. 50(5), pp. 441-450.
- 孟万金 (2013) 「支持特殊教育 共創幸福美好未来」『中国特殊教育』第 1 期 (総第 151 期) pp. 3-6, 24.
- 彭霞光 (2013) 「中国特殊教育發展現狀研究」『中国特殊教育』第 11 期 (総第 161 期) pp. 3-7, 13.
- 朴永馨主編 (2006) 『特殊教育辭典第二版』華夏出版社.
- 肖非 (2014) 「推進教育公平的深度实践」『中国特殊教育』第 2 期 (総第 164 期) p. 18.
- 中華人民共和國教育部 (2015) 「2014 年全国教育事業發展統計公報」[http://www.moe.gov.cn/jyb\\_xwfb/gzdt\\_gzdt/s5987/201507/t20150730\\_196698.html](http://www.moe.gov.cn/jyb_xwfb/gzdt_gzdt/s5987/201507/t20150730_196698.html), visited 2015/8/5.
- (2013) 「2012 年全国教育事業發展統計公報」[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/s180/moe\\_633/201308/t20130816\\_155798.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/s180/moe_633/201308/t20130816_155798.html), visited 2015/8/5.
- (2012) 「2010 年全国教育事業發展統計公報」[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/s180/moe\\_633/201203/t20120321\\_132634.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/s180/moe_633/201203/t20120321_132634.html), visited 2015/8/5.
- (2010) 「2009 年全国教育事業發展統計公報」[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/s180/moe\\_633/201008/t20100803\\_93763.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/s180/moe_633/201008/t20100803_93763.html), visited 2015/8/5.
- (2009) 「2008 年全国教育事業發展統計公報」[http://www.moe.gov.cn/s78/A03/ghs\\_left/s182/moe\\_633/201002/t20100205\\_88488.html](http://www.moe.gov.cn/s78/A03/ghs_left/s182/moe_633/201002/t20100205_88488.html), visited 2015/8/5.
- (2008) 「2007 年全国教育事業發展統計公報」[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/s180/moe\\_633/200805/t20080505\\_88458.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A03/s180/moe_633/200805/t20080505_88458.html), visited 2015/8/5.
- (1998) 「特殊教育學校暫行規程」.
- 中国残疾人聯合会 「中国残疾人事業發展簡要狀況 (2006-2009)」<http://www.cdpf.org.cn/tjsj/ndsj/2009/zh2.htm>, visited 2011/03/17.
- 中国残疾人聯合会 (2009) 「2008 年中国残疾人事業發展統計公報」[http://www.cdpf.org.cn/sjzx/tjgb/200904/t20090423\\_357742.shtml](http://www.cdpf.org.cn/sjzx/tjgb/200904/t20090423_357742.shtml), visited 2015/8/5.
- (2011) 「2010 年中国残疾人事業發展統計公報」[http://www.cdpf.org.cn/sjzx/tjgb/201103/t20110324\\_357745.shtml](http://www.cdpf.org.cn/sjzx/tjgb/201103/t20110324_357745.shtml), visited 2015/8/5.
- (2013) 「2011 年全国未入学適齡残疾人兒童少年情況通報」(殘聯廳 [2012] 37 号)[http://www.cdpf.org.cn/ywzz/jyjb/jy\\_254/jywjtz/201304/t20130412\\_337672.shtml](http://www.cdpf.org.cn/ywzz/jyjb/jy_254/jywjtz/201304/t20130412_337672.shtml), visited 2015/8/5.
- 中国残疾人聯合会 (2014a) 「政策要点」[http://www.cdpf.org.cn/ztzl/special/jyjh/zhyd/201407/t20140710\\_329248.html](http://www.cdpf.org.cn/ztzl/special/jyjh/zhyd/201407/t20140710_329248.html), visited 2015/08/05.



中国残疾人联合会（2014b）「2013年度残疾人状况及小康进程监测报告」.

中国残疾人事业發展研究会（2015）「陳新民副会長出席《联合国残疾人權利公約的实施—面臨的問題与挑戰》国际論壇」[http://www.cdpf.org.cn/ztzl/special/CDRS/zhxx/201506/t20150616\\_518980.html](http://www.cdpf.org.cn/ztzl/special/CDRS/zhxx/201506/t20150616_518980.html), visited 2015/08/06.

「联合国残疾人權利公約和任擇議定書」.

Summary

## **Role of Education for Children with Disabilities in China:**

Why has China been Actively Developed Special Schools?

MADONO Hitomi

27 September 2012, the Committee on the Rights of Persons with Disabilities adopted the concluding observation on the initial report of China. The Committee indicated concern and recommendations to special education of China on this concluding observation. Especially, the Committee is concerned about high number of special schools, and actively developing these schools in China. Further, the Committee is wishes to China that the concept of inclusion is key notions of Convention, and should be especially adhered to in the field of education.

Why has China been actively developed special schools? This paper has two purpose, which pay attention to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities adopted the concluding observation, and inspect to be pointed out concern and recommendations to special education of China in this concluding observation, and inspect the future direction of special education of China.

As a result, it is clear that special school of China has been in increasing establishment from 2001, and been actively developed these schools in recent years. Also it found that there are situation peculiar to area of China some behind high number of special schools and actively developing these schools.

Key words: concluding observation, special education in China, actively developed special schools